

本利用規約は、中部大学（以下「本学」という。）が、本学学生に対し、個人ロッカーの利用に関し必要な事項を定める。

（利用対象者）

- 1 個人ロッカーの利用者（以下「利用者」という。）は、本学学生のみとする。

（利用契約の成立）

- 2 個人ロッカーの利用を希望する者は、本学が定める様式により個人ロッカーの利用登録を行うものとし、これをもって、本利用規約に同意したものとみなし、個人ロッカーの利用契約が利用者と本学との間で成立するものとする。

（利用期限）

- 3 本学は募集時に個人ロッカーの利用期限を利用者へ文書にて告示する。また、利用期限二か月前に利用期限終了の告示を行う。

（期限後の対処）

- 4 利用期限を過ぎた後の残置物（以下「残置物」という。）については、所有権を利用者から大学へ移譲することとする。
 2. 残置物の内、貴重品は個人ロッカーから搬出の上、三か月間保管し、利用者本人から返却の申出の際にはこれに応じる。三か月経過後は処分する。また、貴重品以外の残置物は錠前も含め、ただちに処分する。

（事故による責任）

- 5 個人ロッカーの収納物品に滅失又は破損・汚損の損害を生じても、本学はその責任を負わない。

（禁止事項）

- 6 利用者は、個人ロッカーに関して次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 次に掲げる物を個人ロッカーに収納すること
 - ① 現金、貴重品またはこれらに類する高価品
 - ② 揮発性物質、爆発物等の危険物
 - ③ 臭気の発する物、腐敗・変質しやすい物、不潔な物（濡れたままのタオル、衣類等）または個人ロッカーを汚損・破損するおそれのある物
 - ④ 法律により所持または携帯を禁じられている物
 - ⑤ その他個人ロッカーによる保管に適さないと認められる物
 - (2) 個人ロッカーを破損・汚損させること
 - (3) 個人ロッカーを第三者に利用させること

（損害賠償）

- 7 利用者の過失により個人ロッカーに汚損・破損が発生した場合には、修繕等にかかる費用を請求する場合がある。

（規約違反）

- 8 本利用規約に違反した利用者は、事前の告知なく個人ロッカーの利用登録を解除し、個人ロッカー利用を禁止し文書等にて利用者へ通知する。この場合、利用者には直ちに個人ロッカー内の物品の引取り義務が生じるものとし、二週間経過後もなお引取られなかった場合は、所有権を放棄したものとみなし処分する。